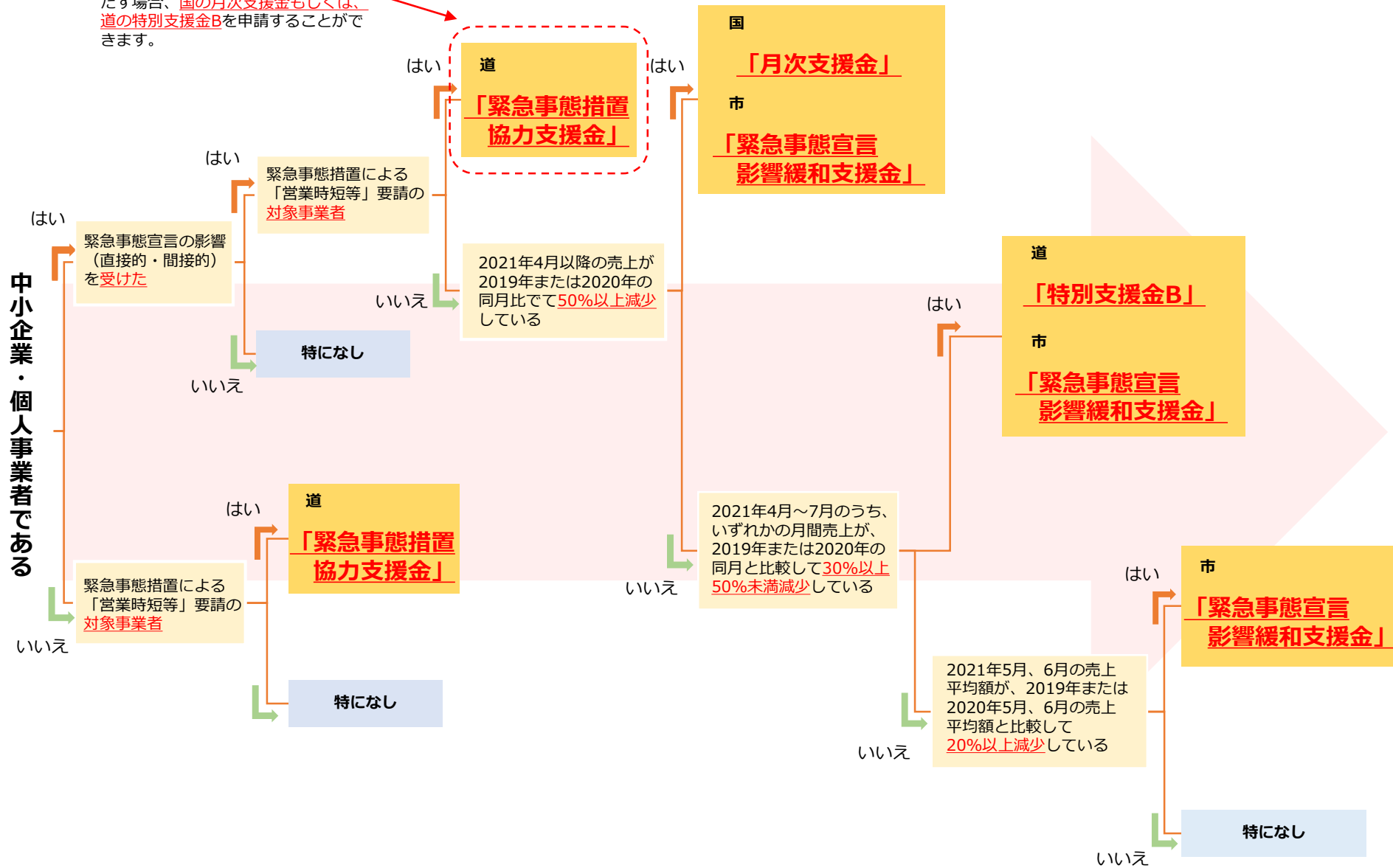


新型コロナウイルス感染症支援策（国・道・市）確認表 第三版

※4月分及び7月分については要件を満たす場合、国の月次支援金もしくは、道の特別支援金Bを申請することができます。



※本表は可能性のある支援金を示すもので、詳細な要件等は次ページ以降で確認願います。

新型コロナウイルス感染症支援策（紋別市）詳細

■支援金の詳細（簡易版）※詳しくは「紋別市新型コロナウイルス感染症対策補助金要綱」を参照

紋別市	緊急事態宣言 影響緩和支援金	対象業種：① <u>日本産業分類表のA（農業・林業）、B（漁業）以外の全業種</u> で中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者 ② 中小企業等協同組合法第3条に規定する協同組合
		要件：① <u>2021年5月、6月の売上平均額が2020年（または2019年）の5月、6月の売上平均額と比較して20%以上減少していること</u> ② <u>2021年4月1日現在で開業しているもの</u> ③ 北海道の「 <u>緊急事態措置協力支援金</u> 」の給付対象ではないこと ④ 確定申告において事業収入を申告していること
		補助回数：1回（店舗ごとに申請可能）
		補助金額：下記の計算に基づき10万円（下限）～40万円（上限） 【全事業者共通】 2019年（2020年）5月、6月の売上平均額 - 2021年5月、6月の売上平均額 【2020年7月以降に開業した事業者】 2021年1月から4月までの任意の2カ月の売上平均額 - 2021年5月、6月の売上平均額
		申請方法：①別記様式第10号を商工労働課へ提出 （添付書類） ・2020年及び2019年の確定申告書類一式 ・2021年5月、6月の売上がわかる書類（ <u>店舗ごと</u> ） ・白色申告の場合は、比較する年の5月、6月の売上がわかる書類（ <u>店舗ごと</u> ） ・本人確認書類の写し ・振込先口座通帳の写し

■問い合わせ・申請先

○紋別市産業部商工労働課

電話：0158-24-2111（内線252）

Mail：syoukourousei@city.mombetsu.lg.jp

申請方法：郵送か持参による

受付期間：令和3年7月7日（水）～ 令和3年8月31日（火）まで

※令和3年7月10日（土）、11日（日）は休日受付実施

受付場所：①令和3年7月7日（水）～13日（火）は市役所3階「第一会議室」

②令和3年7月14日（水）以降は市役所3階「商工労働課」

受付時間：9：00～17：00

新型コロナウイルス感染症支援策（国・道）詳細

■各支援金の詳細

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30px; margin: 0 auto;">国</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">月次支援金</div>	<p>対象業種：2021年4月以降に実施される「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受け、下記の要件を満たす中小法人・個人事業者</p> <p>要件：2021年4月以降の緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が実施された月で、2019年または2020年の同月比による売上が50%以上減少していること</p> <p>補助回数：上記の要件を満たす月（対象月ひと月につき、申請・給付は1回まで）</p> <p>補助金額：【中小法人等】上限20万円/月 【個人事業者等】上限10万円/月</p> <p>申請方法：①電子申請に必要なアカウントの申請・登録 ②事前確認に必要な書類の準備 ③登録確認機関（Webサイトより身近な機関を検索）による確認依頼・事前予約 ④事前確認実施（登録確認機関） ⑤電子申請マイページにて必要事項の入力を行い申請</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30px; margin: 0 auto;">北海道</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">道特別支援金B</div>	<p>対象業種：知事が行う時短等の要請に伴う、不要不急の外出・往來の自粛による影響を受け下記の要件を満たす中小法人・個人事業者</p> <p>要件：2019年または2020年との対比で、2021年の4月から2021年7月いずれかの月の売上が30%～50%未満減少していること</p> <p>補助回数：1回（国の月次支援金の給付対象とならない方）</p> <p>補助金額：【中小法人等】10万円 【個人事業者等】5万円</p> <p>申請方法：郵送による申請</p> <p>①北海道ホームページ、紋別市商工労働課、紋別商工会議所で申請書を入手（電子申請の場合はWeb上で入力）</p> <p>②必要書類の添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一 ・法人事業概況説明書（法人） ・履歴事項全部証明書（法人） ・売上減少がわかる書類 ・本人確認書類 ・通帳の写し ・宣誓・同意書
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">緊急事態措置協力支援金</div>	<p>対象業種：国による緊急事態宣言の措置区域に指定され、下記の要件を実践する飲食店、バー、カラオケボックス等の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗のうち、従来から20時以降も営業を行っている店舗</p> <p>要件：①営業時間：5時から20時まで ②酒類の提供：11時から19時まで ③業種別ガイドラインの遵守</p> <p>補助回数：協力した日数分を5月分として1回</p> <p>補助金額：【中小企業・個人事業者】1日あたり売上高に応じて2.5万円から7.5万円 【大企業】1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円</p> <p>申請方法：郵送または電子申請</p> <p>①北海道ホームページ、紋別市商工労働課、紋別商工会議所で申請書を入手（電子申請の場合は、Web上で入力 ※URLは次ページに記載）</p> <p>②必要書類の添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一 ・法人事業概況説明書（法人） ・履歴事項全部証明書（法人） ・売上高、営業実態がわかる書類 ・本人確認書類 ・通帳の写し ・誓約書

新型コロナウイルス感染症支援策（国・道）申請・問い合わせ先

■ 月次支援金

月次支援金
事務局

【相談窓口】 電 話：[0120-211-240](tel:0120-211-240)（申請者専用）
受付時間：8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

【申請期間】 [4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日](#)
[6月分：2021年7月1日～8月31日](#)

【申請・問い合わせページ】 URL：<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

■ 道特別支援金B

道特別支援金
事務局

【問い合わせ】 電 話：[011-351-4101](tel:011-351-4101)
受付時間：8時45分～17時30分（令和3年8月31日までの平日のみ）

【申請先】（郵送のみ）〒060-8407 北海道特別支援金事務局（※住所の記載不要）

【申請期間】 [2021年8月31日（火）消印有効](#)
・簡易書留や一般書留、レターバックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもので郵送してください。
・料金不足のものは受付されずに返却されますのでご注意願います。

【ホームページ】 URL：<http://www.pref.Hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

■ 緊急事態措置協力支援金

緊急事態措置
協力支援金
事務局

【問い合わせ】 電 話：[011-350-7377](tel:011-350-7377)
受付時間：8時45分～17時30分（平日のみ）※6月は土日も開設

【申請先】（郵送） 〒060-8407 北海道特別支援金事務局（※住所の記載不要）
（電子申請） URL：<https://Hokkaido-shienkin.jp>（※5月分）
<https://june-s.Hokkaido-shienkin.jp/>（6月分）

【申請期間】 [2021年8月31日（火）消印有効](#)
・簡易書留や一般書留、レターバックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもので郵送してください。
・料金不足のものは受付されずに返却されますのでご注意願います。

【ホームページ】 URL：<http://www.pref.Hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>